

令和 2 年度

工事監査報告書

市道一箕 3-356 号線道路改良工事（その 2）

会津若松市監査委員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査対象工事の概要	1
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の実施内容	2
第6	監査の実施場所及び日程	2
第7	監査の結果	2
	(工事技術調査状況写真)	6

◆ 技術士の工事技術調査結果報告書（後述綴）

工 事 監 査 報 告 書

「会津若松市監査基準に関する規程」に基づき、随時監査を実施したので、その結果を報告いたします。

第 1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査（工事監査：工事技術調査）

工事監査（工事技術調査）は、計画、設計、積算、入札、契約、施工管理等の各段階において、技術的視点から工事が適正に施工されているかを主眼に行われるものであり、品質の確保はもとより経済性や効率性、有効性の向上を目的に実施するものである。対象とする工事は設計額が比較的高額（概ね30,000千円以上）な工事等（調査、設計、工事監理又は事業の維持管理等を含めて発注するものを含む）で、技術的に難易度が高く、監査実施時期において工事進捗率が概ね50%前後のものから、適宜、選択する。

なお、今般の工事については、当初の設計額が約27,500千円、工事技術調査時の工事進捗率は概ね60%程度ではあるが、別途発注の「市道一箕3-356号線道路改良工事（国道49号交差点改良工事：令和3年3月完成予定）」と関連性が高い重要な工事である。

第 2 監査の対象

対象工事：市道一箕3-356号線道路改良工事（その2）

対象部課：建設部まちづくり整備課、総務部契約検査課

本工事は、会津大学より国道49号へと向かう市道の延長工事で、接続箇所となる居合団地入口交差点までの延長区間83m、幅員16m（片側3.5m、左右で7mの歩道を含む）の道路改良工事である。

本工事の道路は、国道49号と会津大学周辺を結ぶ幹線市道であり、平成22年度以降事業が一時休止していたが、物件移転等が進み道路用地の確保が完了した平成30年度から工事を再開したところである。これに加え、国道49号本線内への右折レーン設置及び交差点部改良等を行う別途発注の「市道一箕3-356号線道路改良工事」の竣工により、全線が開通し利便性の向上に資する重要な工事であることから工事監査の対象としたものである。

第 3 監査対象工事の概要

1 契約概要

工 事 名：市道一箕3-356号線道路改良工事（その2）

工事場所：会津若松市一箕町大字亀賀地内

契約方法：制限付一般競争入札（事後審査型）

契約金額：当初24,237,400円 変更後29,650,500円(消費税及び地方消費税の額を含む)
設計額：当初27,541,800円 変更後33,693,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)
落札率：88.0%
契約日：令和2年6月11日(変更契約日：令和2年12月2日)
受注者：有限会社丸守建設 代表取締役 佐藤 和人
工期：令和2年6月11日～12月24日
進捗状況：計画出来高 60% 実施出来高 62%(令和2年10月1日現在:工事技術調査時)

2 工事概要

○施工延長 L=83.1m

- ・車道舗装工(表層) A=914.2m²
- ・車道舗装工(上層路盤) A=905.9m²
- ・車道舗装工(下層路盤) A=580.4m²
- ・歩道舗装工(平板ブロック) A=575.1m²
- ・歩道舗装工(路盤) A= 30.0m²
- ・側溝工 L= 5.5m
- ・縁石工 L= 48.3m
- ・植栽工 N= 7箇所

第4 監査の着眼点

全国都市監査委員会版別項「監査等の着眼点」の「第3 工事監査等の着眼点」に基づき、工事の経済性、効率性、有効性の観点から監査を行った。

第5 監査の実施内容

あらかじめ対象工事に係る関係資料の提出を求め、対面において契約の概要、工事概要の聴取を行い、工事現場において職員及び受注者から説明を受けるとともに、施工状況調査を実施した。

なお、技術面の調査については、技術士法第2条に規定する技術士による支援を受けて監査品質の向上を図った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の実施期間

令和2年8月18日～令和3年1月27日

工事技術調査実施日及び場所

令和2年10月1日 書類審査 河東支所3階会議室

令和2年10月2日 現地実査 会津若松市一箕町大字亀賀地内

令和2年10月2日 再ヒアリング 河東支所3階会議室

第7 監査の結果

技術士による工事監査技術調査結果報告書を踏まえ、前述の着眼点により、「市道一箕3-356号線道路改良工事(その2)」の工事監査を実施した結果、事業目的・計

画・設計・積算・契約・監理及び検査等の発注者としての事業遂行及び受注者による施工・施工管理等についてはおおむね適正であると認められた。

なお、所見については次のとおりである。

1 事業の目的について

本市は、会津大学を核とする学園都市としてのまちづくりと周辺地域の活性化を図るため、平成7年度より当該路線の事業に着手した。平成8年度の「くらしのみちづくり事業」にはじまり、平成17年度からは「まちづくり交付金事業」として、さらに平成28年度からは「社会資本整備総合交付金事業」として、国の支援を受けながら事業を推進してきた。当該路線は、地域の生活空間の安全確保及び生活機能の向上を図るために、国道49号への接続を目的とした工事であり、これら交付金事業の目的及び主旨に沿ったものとなっていた。

2 計画について

- (1) 道路管理者である会津若松市及びガス管理者である若松ガス株式会社等、関連事業者との協議は確実に実施されていた。
- (2) 発注者による地元説明は適正に行われており、工事中の地元関係者からの苦情はなかった。
- (3) 今回の監査対象工事との関連工事としては、「特記仕様書」に記載のある別途発注の「市道一箕3-356号線道路改良工事」及び「一箕亀賀配水管布設替工事」が該当するが、事前協議等により相互間の調整は確実に実施されていた。

3 設計について

- (1) 設計図、構造・数量計算書等は、「福島県土木部共通仕様書 土木工事編Ⅰ～Ⅲ」、「会津若松市工事請負契約約款」及び「会津若松市市道の構造の技術的基準を定める条例」等に則って設計され、課内での照査・検算が行われており適正であった。
- (2) 工事期間の算定は、「土木工事標準積算基準 Ⅲ」を基に設定し、さらに夏季休暇も加算し、適正に設定されていた。
- (3) 特記仕様書は、「福島県土木部共通仕様書 土木工事編Ⅰ～Ⅲ」に定めるもののほかに、建設副産物の処理、加えて再生資材の利用と舗装切断時に発生する濁水の処理に係るものなどについても定められており適正であった。
- (4) 経済性については、下層路盤工への再生碎石RC-40の使用や点字ブロックの再使用など、コスト削減意識を反映した設計となっており適正であった。
- (5) 道路設計については、省エネルギー化や資材のリサイクル等の環境に対する配慮に加え、「会津若松市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」に基づく防滑仕様の透水性平板ブロックの採用など、高齢者等通行弱者にも配慮した設計が施されており適正であった。
- (6) 将来にわたる維持管理については、防草タイプの歩車道境界ブロックの使用による目地の雑草抑制など、管理しやすい設計が施されており適正であった。
- (7) 設計において準拠した主な基準等については以下のとおりである。

- ① 「土木工事標準積算基準Ⅰ～Ⅲ（福島県土木部 令和元年10月1日改正）」
- ② 土木設計マニュアル（福島県土木部監修 福島県建設技術協会）

4 積算について

- (1) 積算において準拠した主な基準等については以下のとおりである。
 - ① 「土木工事標準積算基準Ⅰ～Ⅲ（福島県土木部 令和元年10月1日改正）」
 - ② 建設物価
 - ③ 積算資料
- (2) 積算基準等に記載のない単価については、5社以上から見積を徴取し、決定され、適切に設定されていた。
- (3) 積算は、全般にわたりまちづくり整備課の複数の担当者が確認しており、その内容は適正と判断した。

5 契約について

本工事の入札については、「会津若松市建設工事発注基準」に基づき、制限付一般競争入札（電子入札システム）により執行され、入札参加者は13者で、落札率は88.0%であった。

また、契約締結にあたっては、契約書、本工事費内訳書、着手届、工程表等の提出、さらには、現場代理人等通知書による現場代理人及び主任技術者の資格要件の確認など必要な契約手続は適正になされていたが、落札通知書にかかる発送日の記載もれについては、技術士からの指摘があったところであり、今後とも契約手続きの信頼性の確保の観点からもより一層の注意を払われたい。

6 施工及び施工管理について

施工にあたり必要な諸官庁への手続きは適切に実施されていた。

施工計画書は、設計図書で明示された施工条件、設計図、設計内訳書及び共通仕様書等に基づき、当該工事を施工するために必要な手順や工法等を示すものである。工事請負事業者から提出された施工計画書については、工種ごとに施工計画がよく検討・整理された内容となっており、適切な事務手続きがなされていた。

なお、労働安全衛生に関する取扱、施工体系図における下請の状況、産業廃棄物の処分に関する許可の更新、下請通知書における現場代理人及び主任技術者等、技術士との見解の相違があった部分については、改めて確認し、修正が必要と思われる箇所については改善を求め、後日、修正が実施されたことを確認した。

7 現場施工状況について

工事の施工にあたり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、建設リサイクル法、会津若松市工事請負契約約款などの法令等に基づき適切に工事の施工がなされていることを確認したところである。以下に主な項目を示す。

- (1) 当該工事現場掲示物（施工体系図、建設業の許可証、労災保険関係成立票等）については、「新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の体制・対応」も含め、工事現場に適切に掲示されていた。

- (2) 工程表の計画と実施出来高比較は、請負業者に「工事履行報告書」及び月に1度「実工程進捗」の提出を求め、適切に整備保管がなされていた。
また、適宜、監督員へ短期工程表を送付し、立会日時及び進捗の確認も行われていた。
- (3) 使用材料の受払い及び各種材料の現場保管は適切に実施されていた。
- (4) 各種承諾書、記録写真等の請負人提出書類は2部作成され、まちづくり整備課に正本、受注者に副本がそれぞれ保管されていた。
- (5) 工事施工に使用する建設機械は、排出ガス対策型及び低騒音・低振動型が使用され、現場安全管理は、安全施工サイクルを基本に元請の「作業安全指示書」、下請の「危険予知活動」により適切に実施されていた。
- (6) 特記仕様書における県産木材を利用した工事名表示板2基も設置されており適切であった。

8 監理及び検査等について

資材確認・出来形確認・品質確認等は、「福島県土木部共通仕様書 土木工事編Ⅱ」に基づき、埋戻や砕石基礎、路盤の施工、平板ブロック及び案内標識板の設置、合材温度確認等にかかる立会検査が全11回実施されていたことが材料検査一覧表で確認された。また、写真・検査記録は1冊に綴り、まちづくり整備課において適切に整備・保管されていた。

今般の工事監査においては、技術士による調査においても特に大きな指摘事項はなく、おおむね適正に工事が執行されていたものと判断する。工事目的の達成のためには、各種工事の確実な履行が必要不可欠であり、今回、技術士調査において確認された事項については、引き続き留意されたい。

また、ゲリラ豪雨などの自然災害が多発する昨今において、今後とも工事の安全施工はもとより、自然災害にも配慮した取組に意を用いていただきたい。

工事技術調査実施状況写真



令和2年10月1日 書類審査（事業・工事概要説明）



令和2年10月1日 書類審査（質疑・応答）



令和2年10月1日 書類審査（質疑・応答）



令和2年10月1日 書類審査（質疑・応答）



令和2年10月2日 現地実査（防草タイプ歩車道境界ブロックの確認）



令和2年10月2日 現地実査（側溝流末柵の確認）



令和2年10月2日 現地実査（防滑透水性平板ブロックの現場保管確認）



令和2年10月2日 現地実査（路面排水柵の確認）※後方は国道49号との接続部



令和2年10月2日 再ヒアリング（現地実査後の質疑・応答）



令和2年10月2日 技術士所見



令和2年10月2日 技術士講評



令和2年10月2日 講評御礼

会津若松市

令和2年度工事監査

技術調査結果報告書

令和2年10月27日

受託者名 公益社団法人 大阪技術振興協会

調査員氏名 技術士(建設部門) 三木 充

調査実施日： 令和2年10月1日(木)～10月2日(金)

調査場所： 会津若松市役所河東支所3階会議室
市道一箕3-356号線道路改良工事(その2)
現地(会津若松市一箕町大字亀賀地内)

監査執行者： 代表監査委員(識見) 渡部 啓二
監査委員(議選) 目黒 章三郎

調査立会者： 監査事務局 事務局長 尾崎 重治
事務局次長 小林 康能
主 幹 渡部 幸浩

調査対象工事： 市道一箕3-356号線道路改良工事(その2)

工事担当課： 建設部 まちづくり整備課

【調査結果報告】

■対象工事名：市道一箕 3-356 号線道路改良工事（その2）

1. 工事内容説明者

・対象工事関係

建設部

まちづくり整備課	課長	須藤 潤
	副主幹	高野 康弘
	副主幹	平 忠之
	技査	池田 隼人

総務部

契約検査課	課長	丸山 健史
	副主幹	鈴木 健
	副主幹	渡部 弘樹
	技査	国分 竜太

・工事現場関係

会津若松市担当監督員

副主幹	平 忠之
技査	池田 隼人

有限会社丸守建設

代表取締役	佐藤 和人
-------	-------

2. 工事概要

- 1) 工事場所 会津若松市一箕町大字亀賀地内
- 2) 工事内容
施工延長 L=83.1m、
 - ・車道舗装工（表層） A=914.2 m²、
 - ・車道舗装工（上層路盤） A=905.9 m²、
 - ・車道舗装工（下層路盤） A=580.4 m²、
 - ・歩道舗装工（平板ブロック） A=575.1 m²、
 - ・歩道舗装工（路盤） A= 30.0 m²
 - ・側溝工 L= 5.5m、
 - ・縁石工 L=48.3m、
 - ・植栽工 N= 7箇所
- 3) 入札方式 制限付一般競争入札（事後審査型）
- 4) 工事請負会社 有限会社丸守建設
- 5) 現場代理人 星 政邦
- 6) 主任技術者 星 政邦（監理技術者資格者証 00030387245 号）
但し、当該工事は 40,000 千円以下であり、建設業法第 26 条第 2 項の適用は受けない。
- 7) 設計業者 東北都市コンサル株式会社
- 8) 施工監理委託業者 なし
- 9) 事業費（消費税含む）
 - 設計金額 27,541,800 円
 - 予定価格 27,541,800 円
 - 契約金額 24,237,400 円
 - 請負率 ≒ 88.0%（対予定価格）
- 10) 工事期間 令和 2 年 6 月 11 日～令和 2 年 12 月 24 日
- 11) 工事進捗状況 計画 39% 実施 55%（令和 2 年 9 月 1 日現在）
- 12) 公告日 令和 2 年 5 月 25 日
- 13) 開札日 令和 2 年 6 月 10 日
- 14) 契約年月日 令和 2 年 6 月 11 日
- 15) 財務内訳 補助対象工事 国費（社会資本整備総合交付金） 50%
事業債 45% 一般財源 5%
- 16) 前払金 無し
- 17) 部分払い 無し
- 18) 契約保証 会津若松市収納代理金融機関 東邦銀行会津支店
保証金額 2,423,740 円 令和 2 年 6 月 15 日納入済

19) 工事監督員 担当監督員 副主幹 平 忠之
技 査 池田 隼人

3. 工事監査における所見

今回の技術調査は、会津若松市監査委員の要請により実施するもので、初日午後より当該工事の計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、監理及び検査等に関する書類調査並びに聞き取り調査を行ったのち、2日目午前に現地において施工状況の確認、聞き取り調査及び掲示物調査を行ったので、その結果について以下に申し述べる。

(1) 事業目的について

まちづくり交付金は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため平成16年度に創設された制度である。市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して交付金を交付する制度であり、従来の補助事業に比べ、市町村の自主性・裁量性が大幅に向上することから、地域の創意工夫を活かした総合的・一体的なまちづくりを進めることが可能となる。

また、「社会資本整備総合交付金」は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設され防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設された制度である。

会津若松市は、会津大学を核とする学園都市としてのまちづくりと周辺地域の活性化を図るため、平成7年度より事業着手、平成8年度より「くらしのみちづくり事業」として工事着手、平成17年度からは上記の「まちづくり交付金事業」として、平成28年度からは同じく上記の「社会資本整備総合交付金事業」として事業を推進しており、当該路線は、地域の生活空間の安全確保並びに生活機能の向上を図ることを目的とし、国道49号への接続を目指す工事であり、「まちづくり交付金事業」及び「社会資本整備総合交付金事業」の目的及び主旨に沿って適正に執行されていることを確認した。

(2) 計画について

- ア、道路管理者である会津若松市建設部道路課の主任技師とは、令和2年6月8日、ガス管理者である若松ガス株式会社とは令和2年6月17日に協議が実施され、特段条件の付与はなく、関連事業者との協議は確実に実施されており適正である。
- イ、発注者による地元説明は、令和2年6月17日に地元区長（2地区）へ工事の説明に伺い、地区住民の方へ工事のお知らせ回覧をお願いする方法で実施しており適正である。なお、その後地元関係者よりのクレームは出ていない。
- ウ、関連工事相互間の調整は、「特記仕様書」第5章3項に記載のある「市道一箕3-356

号線道路改良工事」及び「一箕亀賀配水管布設替工事」が該当するが、これについては、今後11月以降に実施する予定である。

(3) 設計について

- ア、設計図、構造・数量計算書等は、「福島県共通仕様書」、「会津若松市工事請負契約約款」、及び「会津若松市市道の構造の技術的基準を定める条例」等に則り、技査が起案し、副主幹により照査・検算が行われており、適正であることを工事設計書（令和2年5月18日）等の関係書類で確認し適正である。
- イ、工事期間の算定は、福島県「土木工事標準積算基準書」（工事編）第12章工事日数及び日当り作業量①工事日数の算定の工事価格30,000千円を基に設定し、さらに夏期休暇として7日を加算し、197日と設定しており適正に設定されていることを確認した。
- ウ、特記仕様書は、「福島県土木部共通仕様書」に定めるもののほかに、建設副産物の処理について等について定められており、加えて再生資材の利用と舗装切断時に発生する濁水の処理に係るものも定められており適正である。さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用についても定められており時宜を得た特記仕様書となっており適正である。
- エ、経済性について、下層路盤工に再生砕石RC-40を使用し（約110 m³）、RC-40 2,000円/m³、C-40 3,350円/m³（3,350-2,000）×110=148,500円の削減及び点字ブロックを再使用することで約12,000円の削減が図られており、コスト削減意識を反映した設計となっており適正である。
- オ、高齢者、省エネルギー、資材のリサイクル等環境に対する配慮では、特に「会津若松市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日）に基づき、防滑仕様の透水性平板ブロックを採用した設計となっており高齢者を意識した設計であり適正である。
- カ、将来における維持管理が容易であることを主眼に、歩車道境界ブロックに防草タイプを使用することとし、目地の雑草を抑制する設計となっており適正である。
- キ、設計において準拠した主な基準等について調査したので以下に示す。
- ① 土木工事標準積算基準（福島県土木部）令和元年10月1日
 - ② 土木設計マニュアル 福島県建設技術協会

(4) 積算について

- ア、積算において準拠した主な基準等について調査したので以下に示す。
- ① 土木工事標準積算基準（福島県土木部）令和元年10月1日
 - ② 物価版
 - ③ 積算資料
- イ、積算基準等に無い単価については、透水性平板ブロック他8項目が該当したが、福

島県の「令和2年度土木建築関係事業単価表参考資料（令和2年4月1日）3 資材単価決定方法（3）見積書による場合」に基づいて5社から見積もりを収集し、4月24日起案により決裁された「見積による資材単価の決定について」において決定され適切に設定されていることを確認した。なお、「令和2年度土木建築関係事業単価表参考資料」では、見積り収集先の選定は、実績、企業規模、技術水準及び県内の取引事例等を勘案して適正に行い、予め所属長もしくは所属長が別に定める者の決裁を得て施行する業者選定を行うこととされていることに留意し、透明性及び公平性に心がけてください。

ウ、積算は、まちづくり整備課の技査が実施し、算出根拠資料として、積算書作成時に使用した単価や歩掛等をファイルにしてまちづくり整備課のキャビネットに保管されていることを確認した。また照査については、令和2年5月18日付けで検算者及びグループリーダーが総合的な照査を行っており、適正に照査がなされていることを確認した。

（5）契約について

- ア、工事執行は、「会津若松市財務規則」（別表第1）に基づき令和2年5月18日にまちづくり整備課の主任主査より起案され、課長の審査を得て、令和2年5月18日付で決裁権者である市長により承認され、適正であることを関係書類で確認した。
- イ、入札公告から入札までの期間は、公告：令和2年5月25日、開札：令和2年6月10日と「建設業法施行令第6条及び会津若松市建設工事請負契約規程」で定められた期間以上あり特に問題はない。
- ウ、予定価格の計算、予定価格書の作成は、「会津若松市財務規則」（124条）に基づき、契約検査課の主任主査が作成し、総務部長の審査を経て市長が決裁しており適正である。決裁後、公告までは起案一式とともに契約検査課内（施錠可）に保管し、持出し等が出来ないことを確認した。なお、本工事を含む会津若松市の制限付一般競争入札で執行する工事の予定価格については、事前公表（入札公告時に公表）されており適正に措置されていることを確認した。
- エ、契約書、見積書等関係書類及び帳簿は、設計図書と一緒に紐とじし、契約締結までは契約検査課が、契約締結後はまちづくり整備課が保管している。なお、入札契約情報はシステム入力し、契約台帳として整理しており、いつでも参照可能となっており、適正であることを確認した。
- オ、入札公告等の諸手続きは、「地方自治法施行令第167条の6第1項及び会津若松市財務規則第117条等の規定、会津若松市公告第144号」に基づき適正かつ公正に行っていることを確認した。公告は書面にて庁舎掲示板に掲示するとともに会津若松市ホームページにおいても公告しており、公平性が担保されていることを確認した。

カ、入札方式は、「会津若松市建設工事発注基準」に基づき、電子入札システムにより適正に行っており、13社が応札し、有限会社丸守建設が落札者として決定されていることを確認した。

キ、資格要件は、参加資格を入札事後審査で「会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領」（第3条）に基づき、契約検査課が落札者の決定及び通知（「会津若松市財務規則」（第129条））、「電子入札落札者候補者の資格審査書及び入札参加資格審査調書（工事）」により適正に実施されていることを確認した。なお、「落札通知書」に年月日の記入漏れがあるので修正願いたい。

ク、「現場代理人等通知書」により現場代理人及び主任技術者の氏名及び資格が提出されていることを確認した。

（6）施工及び施工管理について

ア、諸官庁への許可申請は、適切に実施されていることを確認した。

監督署関係	特定元方事業者等の事業開始報告、時間外労働・休日労働に関する協定届、適用事業報告、保険関係成立届、概算保険料申告書
福島県関係	建設リサイクル法の届け

イ、「施工計画書」は、施工条件の明示、設計図、設計内訳書及び共通仕様書等に基づき、当該工事を施工するための基本を示すものである。請負業者から提出された施工計画書は、担当監督員の技査および副主幹が内容を審査し、グループリーダーが確認、課長が承認していることを、令和2年6月19日「工事打合せ簿」により確認した。

ウ、当該工事に提出されている「施工計画書」の内容について詳しく調査したのでその結果を以下に示す。請負業者の指導をお願いしたい。

①計画書にページが付されていなく、追加、削除、改ざんが容易にできる形式となっている。「施工計画書」は請負業者のバイブルである、厳正な審査と計画通りの実施を指導すること。

②施工体系図に記載されている「総括安全衛生責任者」は、どのような役割を担う者か？労働安全衛生法では、「総括安全衛生管理者」は事業場毎に選任、一定規模以上の作業所では統括管理が求められ「統括安全衛生責任者」の選任が必要とされている。

③後ページの施工体系図に「株東北ライン」が記載されているが、4. 施工体系図には入っていない。また後ページの施工体系図では、「株東北ライン」は一次下請なのか、二次下請けなのかが不明確である。

④施工体系図の若新建設㈱の安全衛生責任者欄が空欄である。

⑤安全目標及び対策項のイ) 安全管理に「現場作業所に安全管理者及び衛生管理者を定める」とあるが、労働安全衛生法では、作業所に安全管理者及び衛生管理者の選任は要求されていない。

- ⑥統括安全衛生管理の運営項に①安全パトロールは元方安全責任者が行うと記載されているが、元方安全責任者は何を司るのかを明確にすること。
- ⑦産業廃棄物処分業の「有限会社吉田骨材店」の許可が令和2年6月14日で切れている。「施工計画書」の承認時点（令和2年6月19日）では新しい更新許可が必要である。
- ⑧「下請通知書」と「元請・下請関係者一覧表」の現場代理人・主任技術者の名前が違っている。

以上、請負業者における確認・認識不足及び発注者における「施工計画書」の確認、審査及び承認において確実な行為がなされていないと感じられる。施工体制等変更が生じた場合を含め早急に改められるよう要望する。

エ、「施工計画書」は、前述したように、設計図書等に基づき発注者の要求する品質のものを構築（ものづくり）するための重要なシナリオであることを理解していただきたい。ISOに基づく品質管理において、「P（計画）・D（実施・施工）・C（検証・チェック）・A（対応策）」のサイクルにおける「P」に相当するものである。同計画書に必要な事項を述べると、「何を、誰が、どのような目的で、どのように、いつまでに、どの部分を」について明確にし、読んだ者が理解できるように作成することを請負業者に指導いただきたい。

（7）現場施工状況について

- ア、当該工事現場掲示物（施工体系図、建設業の許可証、労災保険関係成立票等）について調査したが、工事現場に適切に掲示されていることを確認した。また、「新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の体制・対応」についても掲示されていた。
- イ、工程表の計画と実施出来高比較は請負業者に「工事履行報告書」及び「実工程進捗」（1回/月）の提出を求めており適宜提出され、かつ整備保管されていることを確認した。また、適宜、監督員へメールにて短期工程表を送付し、立会日時の確認および進捗の確認も行っていることを確認した。
- ウ、使用材料の受払いは、品質証明に合わせて承諾願が提出され、適宜検査を実施していることを「材料検査一覧表」により管理されていることを確認した。
- エ、各種材料の現場保管は養生等を適切に実施していることを確認した。
- オ、各種承諾書、記録写真等の請負人提出書類は、2部作成され、まちづくり整備課に正、受注者に副をそれぞれ保管していることを確認した。
- カ、工事施工に使用する建設機械は排出ガス対策型および低騒音・低振動型を使用していることを確認した。
- キ、現場安全管理は、安全施工サイクルを基本に「作業安全指示書」（元請）「危険予知活動」（下請）により適切に実施されていることを確認した。
- ク、特記仕様書に示された県産木材を利用した工事名表示板2基も設置されていること

を確認した。

ケ、適用した法令等は以下の法令等に基づき適切に実施されていることを確認した。

- ① 建設業法
- ② 労働基準法
- ③ 労働安全衛生法
- ④ 騒音規制法
- ⑤ 建設リサイクル法
- ⑥ 会津若松市工事請負契約約款

(8) 監理及び検査等について

ア、資材確認・出来形確認・品質確認等は、「福島県共通仕様書土木工事編Ⅱ」に基づいて埋戻し、砕石基礎、路盤検査、平板ブロック、案内標識板、合材温度確認等の立会検査等を計19項予定し、8月21日現在、11回実施したことを、「材料検査一覧表」で確認した。

イ、写真、検査記録は、1冊に綴り適切にまちづくり整備課の書庫に整備・保管されていることを確認した。

(9) その他について

ア、工事目的を達成するためには、各工事の確実な履行が必要不可欠である。自然災害が多発している時代に入って、少しの時期遅れも許されない事業であることを認識され、請負業者の指導に当たっていただきたい。

イ、請負業者の指導は、元来発注者が行う必要はないものであるが、昨今、請負業者のミスによる工事事務（施工ミスによる品質不良）、第三者災害及び労働災害の発生が多くなっている。特に、施工ミスによる粗悪構造物は、工事目的物の短寿命化に繋がることであり、特に公共工事であってはならないことである。従って、これらのリスクを想定して安全に工事を進めるには、工事を受注する請負業者のレベルアップを図る必要がある。地道ではあるが、発注者として、工事を通して継続的に請負業者のレベルアップを図ることが有効であるので教育・講習および指導等を検討して実施していただきたい。

4. 総合所見

今回の技術調査は、初日午後から当該工事の計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、監理及び検査等に関する書類調査並びに聞き取り調査を行った。2日目午前現場において施工状況の確認、聞き取り調査及び掲示物調査を行った。

その結果、特に指摘する事項はなく、おおむね適正に工事が執行されていると判断した。しかし、工事監査における所見の各項目に、配慮していただきたい事項を記載したので今

後の工事に活かしていただくことを願っている。

また、平成 29 年 3 月 16 日に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行され、同年 6 月には「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本的な計画」が閣議決定・承認され発出された。また、福島県では平成 30 年 3 月に国の計画に倣って県独自の計画を発出している。

働き方改革が進められている昨今、適正な工期の設定や安全経費の適切な使用、リスクアセスメントの取組みなどが求められており、建設工事における環境の整備、建設業者の育成、働く人の安全意識の向上をめざし、事業執行を進められるよう期待する。

さらに、現在政府は行政・規制改革としてハンコレス化を進めている。業務等に係る書類の作成・審査・承認の効率化、省力化を目途に各担当者の責任・権限を明確にするとともに業務のスピードを早め、安全で安心して生活のできる市環境を醸成させるよう祈念する。

以上